

広報 EBETSU えべつ

あなたとまちをつなぐ

目次

- 6 新型コロナワクチン 最新情報
- 7 第7次総合計画の策定方針が決定
- 9 11月9日は、119番の日
- 11 【EVENT&NEWS】えべつ土曜広場のつどい ほか
- 25 えべつプレミアム付商品券を販売します
- 26 無料相談窓口・後期【保存版】

2021

11

vol.985

巻頭特集

私たちが「えべつ」をつくる

秋、色づき始める

秋が深まり、木々の葉が黄色や赤に色づき始める季節となりました。ある秋晴れの日、男の子が大きな落ち葉を拾ったよと、秋の訪れを教えてくださいました。(10月13日撮影・錦町公園)

特集

私たちが「えべつ」をつくる

皆さんは、「市民自治」という言葉を聞いたことがありますか？

「市民自治」とは、市民一人ひとりが主役となり、より良いまちづくりについて考え、積極的に市政に参加したり、さまざまな人や団体と協力しながら取り組むことです。

江別市では「江別市自治基本条例」のもと、市民参加・協働を核とした『市民自治によるまちづくり』の実現を目指しています。

市民自治や市民参加、市民協働と聞くと、行政から強制されるもの、面倒くさいものというイメージを持つ方も多いかもかもしれません。

しかし今後、この江別のまちをつくっていく主役となるのは、このまちで暮らしている私たち自身です。

これからの持続可能なまちづくりにとって、欠かすことのできない「市民自治」について、もっと知ってみませんか。

【詳細】 市民生活課 ☎ 381-1124



江別市の最高規範

「自治基本条例」を「ご存じですか

「江別市自治基本条例」は、まちづくりの基本ルールとして平成21年7月に施行されました。

この条例は、江別市の最高規範として、市民自治を実現するための基本理念や基本原則などを定めており、市政運営のあり方について示しています。

また、市民、議会、市長など（市職員）それぞれの役割と責務を明確にして、自らが考え、行動する市民自治を実現

現することを目指しています。この条例によって、私たちの暮らしが劇的に変化することはありません。

しかし、私たちがどのようなときに、どのような方法でまちづくりに参加できるのかを具体的に示し、私たちの意見がより市政に活かされるようになるという意味で、この条例は将来の江別市を形づくるうえで、とても大きな役割を担っています。

市民自治の基本理念

条例では、市民一人ひとりが自治の主役として、自らが考え、積極的に市民参加や市民協働に取り組み、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念としています。

3つの基本原則

1. 情報共有の原則

市民と市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

2. 市民参加・協働の原則

市民は主体的にまちづくりへの参加・協働を進め、市はそれを尊重すること。

3. 信託と責任の原則

市は、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

市民参加の手続き

どなたでも、参加できます

- 1. 市民委員として会議に参加**
市が公募する審議会や協議会などの委員に応募し、会議の場で意見を出し合います。
- 2. 意見公募（パブリックコメント）への参加**
市が公表する重要な計画などの案について、市に意見を提出します。
- 3. 市民説明会への参加**
市が開催する市民向けの集会で説明を聞き、その場で直接意見を述べるすることができます。
- 4. ワークショップへの参加**
ひとつのテーマについて、さまざまな立場の市民が集まって意見を出し合い、意見や提案をまとめて市に提出します。
- 5. アンケート調査への参加**
市が行うアンケート調査に回答することで、市民の意見や意向が、市の政策や事業に活かされます。

より良いまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに関わっていくことが大切です。平成27年10月に施行された市民参加条例では、総合計画を策定したり、大規模な公共施設の設置計画を立てるなど、市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃を行うときは、市は、市民参加の

手続きをとらなければならないと定められています。市民の皆さんの意見や考え方を反映させるための市民参加の手続きには、主に左記のような方法があります。市がこれらを実施する際には、広報えべつや市ホームページなどでお知らせしています。積極的に参加して、皆さんの意見をお聞かせください。

私たちの意見を政策に反映する 市民参加制度で、市政に参加

私たちの「できる」を無理なく活かす 身近なところにある、市民協働

「市民協働」とは、市民と市がそれぞれの役割を理解し、互いの良いところを認め合いながら、地域の課題解決に向けて、協力して取り組むことを言います。

少子高齢化の社会において、持続可能なまちづくりを実現するためには「市民協働」

の取り組みが不可欠です。「市民協働」と言葉だけを見ると難しく感じるかもしれませんが、皆さんも自分で気付かずに行っていることがあるかもしれません。自分の周りで行われている「市民協働」の取り組みを探してみませんか。



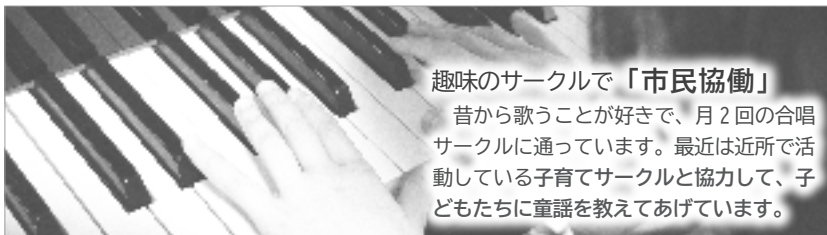
自治会で「市民協働」

地域の自治会活動に参加して、趣味のガーデニングの知識を活かし、地域の歩道にある花壇の手入れをしたり、ご近所に広報えべつを配ったりしています。



散歩のついでに「市民協働」

健康のために毎朝、近所を散歩しています。道路や公園にゴミが落ちているのをよく目にするので、最近は散歩のついでにゴミ拾いをするようになりました。



趣味のサークルで「市民協働」

昔から歌うことが好きで、月2回の合唱サークルに通っています。最近は近所で活動している子育てサークルと協力して、子どもたちに童謡を教えてあげています。

自治基本条例検討委員会提言書が提出されました

昨年、学識経験者や地域市民団体の代表者、公募により選考した市民など計8名の委員により、自治基本条例検討委員会が約4年ぶりに設置され、市の取り組みが適切に行われているかなどについて検証が行われました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、幾度となく延期を余儀なくされながらも、約1年5か月間にわたる検証が完了し、9月30日(休)、石黒匡人委員長から市に提言書が提出されました。

なお、提言書は、市役所1階情報公開コーナー、大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、公民館、住区会館、市民交流施設がらっとおよび市ホームページでご覧いただけます。



強制じゃない。 好きなことを、 無理せずやるのが 「市民活動」

interview

えべつ協働ねっとわーく 事務局長
なりた ひろゆき
成田 裕之さん



NPO 法人 えべつ協働ねっとわーく
(江別市民活動センター・あい)
東野幌本町 6-43 市民交流施設
「ぷらっと」内 ☎ 374-1460



「えべつ協働ねっとわーく」とは…
平成 16 年に約 50 の市民活動団体が、市民活動センターの設置を要望し、民設・民営の「江別市民活動センター・あい」が作られることになり、その運営組織として設立された NPO 法人です。市民活動団体の相談やサポートなどをメインに活動しています。

市内の活動団体同士で連携や協力をして、SNSなどのツールも駆使しながら情報発信を強化していく必要があると思います。

「市民活動」とは普段行っていることの「プラス」

一般的に市民活動と聞くと「難しい」「ハードルが高い」と思われがちですが、全くそんなことはありません。

身内や自分だけで完結する閉ざされた活動ではなく、市民の皆さんが参加でき、見に行ける開かれた自発的な活動は全て市民活動です。

例えば「趣味のバイオリンを皆さんに聞いてもらいたいから、演奏会をする」という活動も立派な市民活動です。

市役所から「自治基本条例」「市民協働」「市民参加」と聞くと、どうしても難しい印象を持ってしまいますが、普段皆さんが行っていることの「プラス」が「市民協働」の一環になります。

市民活動と聞いても、プレッシャーやハードルを感じず、気楽に肩肘を張らず多くの方に参加してもらいたいですね。

市内の市民活動団体の相談やサポートなどを行っている「えべつ協働ねっとわーく」事務局長の成田裕之さんに「市民協働」の一環である「市民活動」についてお話を聞きました。

「えべつ協働ねっとわーく」が活動を始めたきっかけは

「えべつ協働ねっとわーく」が出来るまでは、市内に多くの市民活動団体がありながらも、それぞれの団体が、ほかにどのような市民活動団体があり、どのような活動をしているのかをお互いに把握できていませんでした。そのため、活動に必要な情

報やほかの団体との意見交換、連携などが取りづらい状況にありました。

そこで、情報の提供や相談などが出来る窓口が必要だと感じたのが、この活動を始めるように思っただけです。

「えべつ協働ねっとわーく」の活動内容は

「えべつ協働ねっとわーく」は市民活動の相談やサポートが主な活動ですが、協働ねっとわーくの名前のとおり、市民活動団体と市民、行政、大学、企業の橋渡しの役割も担っています。

また、会議スペースや印刷機器の貸出なども行っている

ほか、市民活動団体が抱えている課題の解決のためにセミナーや研修、交流会を開いたりしています。

そのほかにも、地域のまちづくり活動として商店街との連携、地域に愛着を持つってもらうために江別まち検定も開催しています。

活動を知ってもらうためのニュースレターの発行やWEB発信、市民活動見本市なども行っています。

江別の市民活動について

多くの市民活動の相談やサポートをする中で、江別の市民活動は、他市町村と比べて、演劇や音楽といった文化活動

が盛んな印象を持ちました。

また、意欲的に活動されている方も多くですし、他市町村と比べても、劣るところはないと思います。

ただ、市内の市民活動全体に言えることですが、活動をあまり知られていないという課題があると考えています。

発展しているけれど、広がり薄いという感じがしますね。

活動があまり知られていない要因としては、現役世代は市外へ仕事に行き、住んでいる江別へ帰ってくるという方が多いと思われそうですが、現役世代が市内の情報を知りづらいということが考えられます。

「えべつ協働ねっとわーく」が関わった活動例



ブックストリートを体験してみよう！



小中学生に協働を知ってもらう早朝ミニ講座



江別市民活動見本市



みんなで進める協働のまちづくり



出前環境学校
江別世界市民のつどい

「市民活動をしている方やこれから活動を始めようと思っっている方へ」

一部の人だけが江別のまちづくりに関わるのではなく、多くの人が協働し、市民活動やまちづくりに関わることで、ただ江別という場所に住んでいるだけで終わらずに、江別に住んでいて良かったと思える人が増えていくといいなと思います。

また、市民活動を行っていくうえで、自分自身や団体だけではどうしても解決できない問題は必ず出てきます。

その際に、自分たちでは無理だ、できないと諦めてしまわないで、何かできる方法がないか考えたり、相談してみてもいいです。多様な主体が協力して、それぞれの得意分野を活かせば解決できる問題はたくさんあります。

市民活動は、江別のまちづくりという点でもとても良い活動ですので、すぐに諦めず、何とか解決への道を探してほしいですし、私たちが積極的にサポートし、問題解決に協力したいと考えています。

市民活動は、自分の好きなことや得意なことをする活動

であつて、嫌なことを無理やりするものではありません。「これなら楽しいかも」「これなら得意」「これくらいなら協力できそう」という気持ちで気軽に活動に参加してほしいですね。

「今後、予定している活動やイベントなど」

11月20日(土)に江別市民活動見本市を開催します。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で市民活動団体のステージイベントや発表会などは行えませんが、約30団体以上の市民活動団体の活動紹介展示パネルを設置したり、オンラインで市民活動団体の方にインタビューをした映像を流したりする予定です。

ぜひ、市内にどのような団体があつて、どのような活動をしているかを知りたいと思つて、江別市民活動見本市のパネルやインタビュー映像を見ていただければと思います。

その中で、自分でも参加できそうな活動があれば積極的に参加していただけたら嬉しいです。

意見公募(パブリックコメント)を募集します

● 自治基本条例検討委員会提言書に対する市の考え方

募集期間 11/29(月)～1/7(金)(必着)

意見の提出方法 所定または任意の様式に住所・氏名を明記し、郵送・ファクス・メール・持参。電話不可

意見の公開 個人を特定されない形で市HPなどで公開予定

提出先・詳細 市民生活課 〒067-8674 高砂町6
FAX:381-1070 Email:shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp

資料の配布場所 市役所1階情報公開コーナー、大森出張所、情報図書館、公民館、豊幌地区センター、市民交流施設がらっと、市HP

市民活動セミナー・ワークショップ

参加無料

「SDGs de 地方創生」ゲームで体験!～市民活動が活性化するための対話と協働～

カードゲームを使って、地域づくりや具体的な活動を学び、さまざまな立場で協働を体感できるワークショップです。市民活動やまちづくりに興味のある方はぜひ参加してみませんか。

日時:令和3年11月20日(土) 13:00～16:00

場所:市民交流施設がらっと

参加定員:20名(先着順)

申込方法:11月15日(月)までに、江別市民活動センター・あい
(☎374-1460 FAX374-1461 Eメール info@center-i.jp)へ連絡

ワクチン最新情報

年齢別接種率

8月以降、全世代へのワクチン接種が進み、10月15日現在、対象者のうち73・2%の方が接種しました。

今後の1・2回目接種

接種予約のピークが過ぎたため、接種会場および日程を集約しながら実施しています。

接種予約をする際は、市ホームページで開設されている会場および日程を確認してください。

集団接種会場終了

集団接種会場は次の日程をもって終了となります。11月以降、接種を希望される方は市内の病院・クリニックでの個別接種となります。

▼保健センター 10月24日(日)
▼青年センター 11月7日(日)

なお、青年センターは11月20日(土)、21日(日)に追加で開設します。それぞれ2回目接種は12月11日(土)、12日(日)となります。

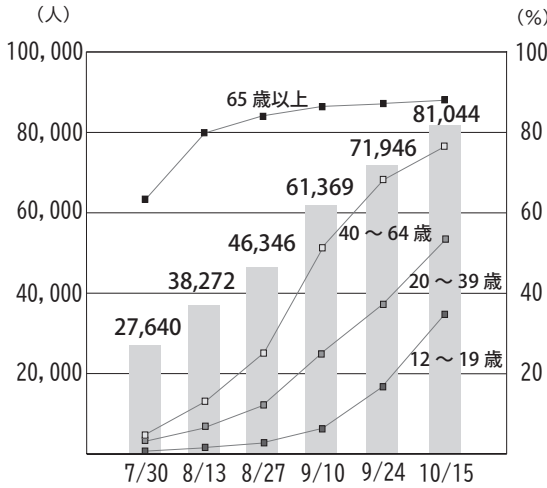
3回目接種について

3回目接種は、2回目の接種が終了してから概ね8か月以上経過した方が対象となります。令和3年12月頃から、1、2回目のワクチンを先行接種した医療従事者から順に接種を開始する予定です。

接種には、医療従事者・一般の方を問わず、住所地発行の接種券が必要になります。接種券は、市において接種記録が確認できた方で、2回目接種から8か月経過した方から順に発送する予定です。

接種の詳細については決まり次第、市ホームページや広報えべつでお知らせします。
※この概要は国の方針などにより、変更する場合があります。

<ワクチン2回目の総接種者数と年代別接種率>



ワクチン接種後も感染予防対策を

ワクチンの接種により、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、100%の発症予防効果が得られるわけではありません。

また、ワクチン接種後の感染が確認されていますので、接種後も基本的な感染防止対策の継続をお願いします。

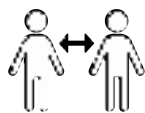
■ 基本的な感染防止対策



手指消毒の徹底



マスク着用



三密回避

ワクチンの予約
お問い合わせ先



※ワクチン接種は任意です

<11月以降の接種会場および日程>

| | |
|---------|--------|
| 江別市立病院 | 毎週 金曜日 |
| 江別谷藤病院 | 毎週 木曜日 |
| 溪和会江別病院 | 毎週 金曜日 |

※休業日などにより、日程が変更となる場合があります。

※会場および日程を集約しています。

※上記以外の市内クリニックで接種を希望される方は、市ホームページで接種できる医療機関を確認のうえ、ご予約ください。

■ 電話予約 / 予約のお問い合わせ

江別市新型コロナワクチンコールセンター

☎ 011-600-1234 (8:45 ~ 17:15)

※ 土日、祝日も受け付けています。

■ インターネット予約

市のホームページ(右のQRコード)から予約してください。

※アクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。



■ 副反応などに関するお問い合わせ

北海道専門相談ダイヤル

☎ 0120-306-154 (9:00 ~ 17:30)

※ 土日、祝日も受け付けています。

■ 接種券発送などに関するお問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策室

☎ 011-385-8910

第7次総合計画の策定方針が決定

【詳細】政策推進課 ☎ 381・1033

令和6年度からスタートする次期総合計画の策定に向け、その方向性を示す「第7次江別市総合計画策定方針」が意見公募（パブリックコメント）を踏まえ決定しました。

▼策定の趣旨

総合計画は、まちづくりの方向性を示す指針であり、市の最上位計画に位置づけられています。

現在は、第6次江別市総合計画に基づき、「みんなでつくる未来のまち」の実現に向けて、まちづくりを進めていますが、令和5年度をもって本計画が終了するため、令和6年度からの新しい将来都市像を創る必要があります。

▼策定手法・体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、少人数で

構成するグループに対して意見を伺う「えべつ未来づくりミーティング」を行うなど、さまざまな手段で市民の皆様の見聞を聴き、総合計画に反映する手法・体制を整えます。

▼策定スケジュール

令和3年度には、市民アンケート調査やえべつ未来づくりミーティングなどを行い、令和4～5年度の2か年で、審議会に対する諮問・答申を得るなどの手続きを行い、総合計画を策定します。

▼構成と期間

現行の第6次江別市総合計画と同様に、「えべつまちづくり未来構想（おおよそ10年間）」と「えべつ未来戦略（おおよそ5年間）」で構成します。構成イメージは、下図をご覧ください。

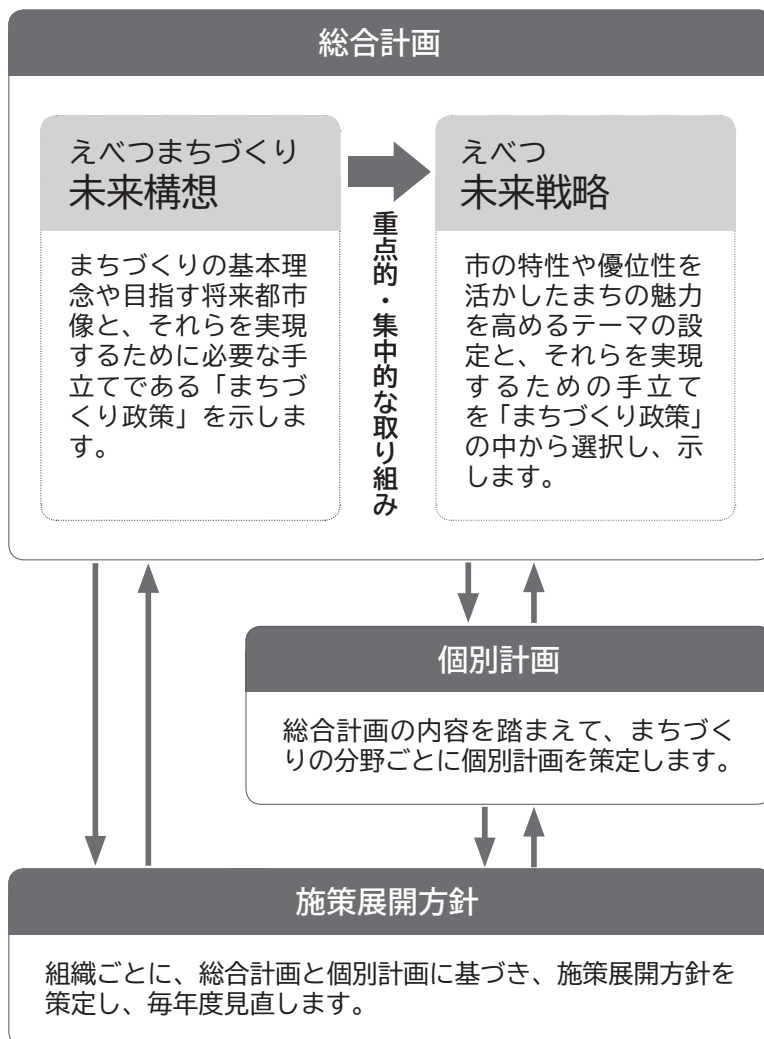
▼策定の基本的な考え方

右下図の5つの考え方に基づき策定していきます。

策定の基本的な考え方

- ①みんなにとって分かりやすい計画
- ②市民とともに、希望を持って創り上げていく計画
- ③市の特性を生かし、持続可能なまちづくりを実現する計画
- ④まちづくりと地方創生を一体的に進める計画
- ⑤SDGs（持続可能な開発目標）の視点を持った計画

◀ 総合計画の構成イメージ ▶



マイナンバーカードが、順次健康保険証として利用可能になります



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

令和3年10月20日から順次、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは？

● 受付が便利になります
医療機関や薬局の受付に顔認証付きカードリーダーが設置されていれば、顔認証による

自動受付が行えます。

● 過去のデータが参照できます
アプリ「マイナポータルAP」やホームページで自身の薬剤情報や医療費通知情報が閲覧できるほか、本人が同意をすると、初めての医療機関でも医師が特定健診情報や薬剤情報を参照でき、正確な情報を共有できます。

● 限度額を超える医療費の

一時払いが不要になります
限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

● 就職・転職・引越をして健康保険証として使えます
就職や転職後に、新しい医療保険者への手続きが済んでいれば、健康保険証発行前でもマイナンバーカードを使っ

て受診ができます。

● 確定申告が簡単になります
アプリ「マイナポータルAP」やホームページを通して、令和3年10月以降の医療費通知情報が自動入力され、確定申告の医療費控除が簡単になります。

⚠️ご注意ください

▼ マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関、薬局もあります
マイナンバーカードに対応していない医療機関や薬局では、従来どおり健康保険証が必要なため、健康保険証は破棄しないでください。

また、マイナンバーカードが利用可能かは医療機関や薬局に直接ご確認ください。

▼ 現在お持ちの健康保険証も、変わらず使用することができます

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申し込みが必要です！

☑️ まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ(またはPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール



iPhone



Android

STEP1

● アプリ「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにピッタリと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

※ スマホなどをお持ちでない方は、市役所本庁舎1階の国保年金課(6番窓口)でも申し込みの支援を行っています。申し込みの支援に関するお問い合わせは、国保年金課(☎381-1028)、医療助成課(☎381-1403)へ。

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みのお問い合わせ先

※ 制度の詳細も、こちらへお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って

「4→2」の順にお進みください

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分

土日祝: 9時30分~17時30分

マイナポイントの申し込みはお済みですか

今年の4月末までにマイナンバーカードを申請された方は、マイナポイントの対象となります。ポイントを受け取るためには、手続きが必要になりますので、忘れずに手続きをしてください。

また、市役所から「マイナンバーカードのお受け取りについてのご案内」が届いた方で、まだカードを受け取られていない方は、お早めに受け取りのご予約をお願いします。

【詳細】 戸籍住民課 ☎381-1020

カード受取予約ダイヤル(平日 9:00~17:00) ☎381-1146

ポイントを受け取るには、下記①、②の手続きが必要です

① マイナンバーカードを使って専用サイトから申し込む。

② 今年の12月末までにチャージまたはお買い物をする。

※ 市役所本庁舎と大麻出張所にマイナポータル用端末を設置していますので、ご利用ください。(平日 8:45~17:15)

専用サイトは、右のQRからご確認ください。



11月9日は、

119番の日

【詳細】

消防署管理課指令係 ☎ 382 5453

11月9日は119番の日です。いざという時のために、119番のかけ方を確認しましょう。

通報で伝えること

「火事」「救急」の区別、場所（携帯電話の場合は市町村名）、氏名や状況、体温などがわかった段階で出動します。通報時は、指令員の問いかけに答えてください。

電話の受け答えが困難な方はファクスやEメールで通報できます

ファクスの通報用紙は、消防本部のほか、ホームページで入手可。Eメールによる通報は登録制です。詳細は消防署管理課指令係（Eメール shirei@city.ebetsu.lg.jp）にお問い合わせください。

災害情報や病院の問い合わせ

119番を使用せず次の番号へ
● 災害情報：消防本部災害案内 ☎ 384-1199
● 病院について：救急医療情報案内センター
☎ 0120-20-8699
携帯電話からは ☎ 221-8699

聴覚や言語機能に障がいのある方が対象
Net119 緊急通報システム

● Net119 緊急通報システムの概要

- ・携帯電話やスマートフォンで、ウェブサイトを使用した画面操作により通報が可能
- ・GPS機能により、所在地の通知が可能

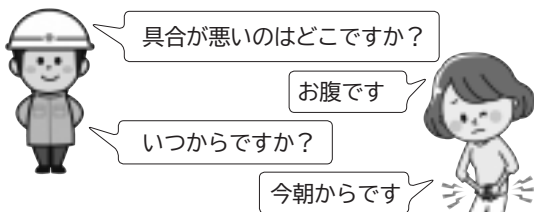
● 使用方法

「Net119 緊急通報システム」による通報は登録制です。利用をお考えの方は消防署管理課指令係 (Email:shirei@city.ebetsu.lg.jp Fax:382-8061) へお問い合わせください。



救急、火事のどちらかを選択
 通報している場所(自宅か外出先)を通知
 外出先なら、地図で場所を通知

通報受付後はチャット機能でやり取りが可能です。



※ 災害時には早期周知を目的にサイレンを吹聴する場合があります。(平常時に機能試験のため、昼の12時頃にも吹聴します。)

灯油を使う前に点検を！

【詳細】 環境課 ☎ 381-1019

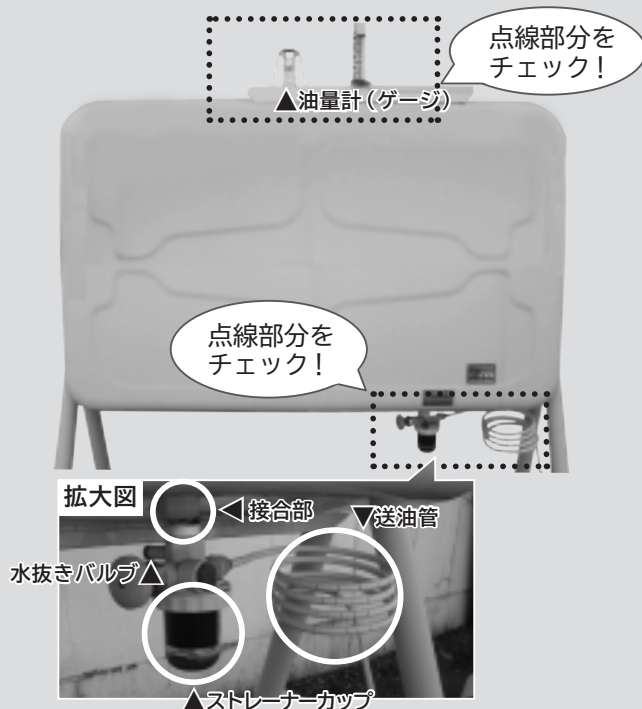
毎年、ホームタンクからの灯油漏れ事故が発生しています。

灯油漏れが起こると、汚染土砂の処理や下水道管の清掃などに多額の費用が必要となる場合があります、すべてホームタンクの所有者など事故の「原因者」の負担になります。

事故を未然に防ぐためにも日頃からの点検が重要です。降雪でホームタンクの点検がしづらくなる前に、点検を行きましょう。

☑ 灯油タンク点検項目

- 家の周りで灯油の臭いがしないか、油量が急激に減っていないか
- 油量計のカバーは割れていないか、ゲージが滑らかに動くか
- 接合部からの灯油漏れはないか、水抜きバルブの緩みはないか
- 送油管の折れ曲がりはないか、老朽化していないか
- ストレーナーカップにひび割れや緩みはないか
- 給油時に灯油がこぼれていなかったか



税金、配偶者の控除は パートの収入額によって変わります

所得税と住民税

パートの給与収入が、年間103万円を超える場合は、その年に所得税がかかり、年間100万円を超える場合は、翌年に住民税がかかります。は、翌年に住民税がかかります。す。(扶養控除などの所得控除によって税金がかからない場合もあります)

配偶者控除など

今年中に夫婦双方に収入があり、一方がパート労働の場合、パートの給与収入が年間103万円以下の場合には配偶者控除、年間201万6千円未満の場合は配偶者特別控除が受けられます。

☎ 381-1012
【詳細】市民税課市民税係

| パート給与収入金額 | 自分自身に税金がかかるか | | 配偶者控除の対象になるか | 配偶者特別控除の対象になるか |
|------------------|--------------|-------|------------------------------|----------------|
| | 住民税 | 所得税 | | |
| 100万円以下 | かからない | かからない | なる 控除額 38万円 (住民税 33万円) | なる |
| 100万円超 103万円以下 | かかる | | | |
| 103万円超 201.6万円未満 | | かかる | ならない | ならない |
| 201.6万円以上 | | ならない | ならない | ならない |

| パート給与収入金額 | 配偶者特別控除額 |
|---------------------|----------------|
| 103万円超～150万円以下 | 38万円(住民税 33万円) |
| 150万円超～155万円以下 | 36万円(住民税 33万円) |
| 155万円超～160万円以下 | 31万円 |
| 160万円超～166.8万円未満 | 26万円 |
| 166.8万円以上～175.2万円未満 | 21万円 |
| 175.2万円以上～183.2万円未満 | 16万円 |
| 183.2万円以上～190.4万円未満 | 11万円 |
| 190.4万円以上～197.2万円未満 | 6万円 |
| 197.2万円以上～201.6万円未満 | 3万円 |
| 201.6万円以上 | 控除なし |

※ 上表は控除を受ける本人(パート給与収入がある人の配偶者)の合計所得が900万円以下(給与収入のみの場合1,095万円以下)の場合です。

※ 控除を受ける本人(パート給与収入がある人の配偶者)の合計所得が1,000万円(給与収入のみの場合1,195万円)を超える場合は、配偶者控除・配偶者特別控除は受けられません。

そのほかの場合は市ホームページでご確認ください。



配偶者の健康保険の扶養に入ることができる条件

- ・自身で健康保険に入っていないこと
- ・収入が年間約130万円(パート先の従業員数が501人以上などに該当する場合は、年間約106万円)を超えないこと

※ 自身の労働時間、労働日数、月額給与などによって異なりますので、詳しくは自身の勤務先にご確認ください。

※ 税法上の扶養と健康保険の扶養は異なります。



お知らせ

毎年市民会館で行っている税の申告受付は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から一部事前予約制とし、当日は入場制限を行う予定です。詳細は次号以後にお知らせしますのでご確認ください。なお、申告書は郵送でも受け付けています。

EVENT

第20回 えべつ土曜広場のつどい

【詳細】えべつ土曜広場推進委員会事務局（生涯学習課内）☎ 381-1060



「えべつ土曜広場」の体験講座を実施します。なお、会場では、土曜広場に参加した子どもと指導者による作品やこれまでの20年を振り返る写真を展示します。

日 時 11月27日(土) 9:30～12:30

体験講座は、9:00受付開始

会 場 野幌公民館

定 員 各30名程度（体験講座）

料 金 無料

当日は直接会場にお越しください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用してご参加ください。

体験講座 A (ミニ講座) 9:30～11:20

囲碁・将棋・ガラスアート・フェルト手芸・絵手紙・クラフト工作・マジックなどを体験できるミニ講座です。幼児から高校生まで参加できます。※幼児は保護者同伴



体験講座 B (研修交流会) 11:30～12:30

「マジックの世界」、「江別探訪～昔～」を行います。どなたでも参加できます。

えべつ土曜広場とは

子どもたちが土曜日をよりよく過ごせるよう、地域の指導者および運営に係るボランティアの協力によって、市内各小学校の施設を活用し、日本の伝統的な文化や生活を体験・学習する機会を提供しています。

完全週休2日制となった平成14年度に始まり、今年で20周年を迎えました。

EVENT

あなたの暮らしとものづくり展

【詳細】情報図書館 ☎ 384-0202



その時代の暮らしをうつす鏡として情報図書館に永年保存している雑誌『暮らしの手帖』を昭和23年の創刊号から展示します。そのほか、手芸や裁縫、料理などの本を展示し、羊毛を使ったものづくり講座も実施します。

【あなたの暮らしとものづくり展】

日 時 11月27日(土)～12月5日(日) 10:00～17:00

会 場 情報図書館本館2階デモ展示室

【羊毛をつむいでクリスマスオーナメントを作ろう】

日 時 12月4日(土) 13:30～15:30

会 場 情報図書館本館2階ビデオ視聴室

対 象 小学3～6年生（先着10名）

料 金 800円（申込時払い）

申込方法 11月6日(土)～12日(金)に直接申し込み

EVENT

第52回 まちかどコンサート

【詳細】まちかどコンサート実行委員会事務局（生涯学習課内）☎ 381-1060



【出演者】水野亜樹子・水野七星（ピアノ・声楽）/オペラユニット Liliu（オペラ）/斉藤司（テクノポップス）/手嶋カルテット（ジャズ）/前川聡×種村敬子 duo（ジャズ）/FLAVORS（ポピュラー）/音楽工房 ToTo とまと（ポピュラー）※敬称略
※出演者は変更となる場合があります。

市内在住または市内で音楽活動している個人・団体によるコンサートです。多彩なジャンルの音楽を楽しめます。

日 時 12月4日(土) 14:00開演（13:30開場）

会 場 えぼあホール

定 員 200名

料 金 無料

申込方法 11月10日(水)から各公民館で入場整理券を配布します。（1人2枚まで）

※入場整理券をお持ちでない方は、入場できません。